

◎成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
案 新旧対照条文

○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七十三 (略)</p> <p>七十四 児童の心身の育成及び発達に関すること。</p> <p>七十四の二 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第 号) 第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>七十五・七十六 (略)</p> <p>七十七 第七十四号から前号までに掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。</p> <p>七十八〇百十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七十三 (略)</p> <p>七十四 児童の心身の育成及び発達に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>七十五・七十六 (略)</p> <p>七十七 前三号に掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。</p> <p>七十八〇百十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(設置)

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

(略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

がん対策推進協議会

肝炎対策推進協議会

アレルギー疾患対策推進協議会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

成育医療等協議会

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(成育医療等協議会)

第十三条の二の二 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基

(設置)

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

(略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

がん対策推進協議会

肝炎対策推進協議会

アレルギー疾患対策推進協議会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

(新設)

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(新設)

づく命令を含む。)の定めるところによる。